〈お知らせ〉

平成 28 年 4 月

平成 28 年 4 月 1 日より
育児休業取得時の被扶養者認定における取り扱いが一部変更となりました

ＴＤＫ健康保険組合

平素よりＴＤＫ健保の活動に対し、常日頃ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、育児休業を取得する被保険者に被扶養者がいる場合、休業期間中は無給となるため、被扶養者認定基準の判断により被扶養者の異動を行っておりましたが、男女ともに子育てしながら働き続けることができる社会づくりを意図する育児休業制度の主旨を尊重し、育児休業取得時の被扶養者の異動は行わないこととします。
この取扱いは平成 28 年 4 月 1 日より実施します。
また、育児休業中の被保険者から扶養申請があった場合の取り扱いについても、休業に入る直前の標準報酬月額等を基準に、被扶養者の認定に必要な書類を確認し、認定の可否を判断することとします。

なお、手続きにあたり不明な点は健康保険組合担当までお尋ねください。